

KOBE エアポート環境推進協議会規約

(目的及び設置)

第1条 KOBE エアポート環境推進協議会（以下、「協議会」という。）は、神戸空港において官公署や事業者がそれぞれの立場で行っている環境保全の活動をより実効性のあるものにするとともに、関西エアポート株式会社、関西エアポート神戸株式会社、官公署、島内事業者が力を合わせ、環境保全・創造・PR活動を推進することを目的に設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

(1) 神戸空港の環境保全・創造・PR活動の推進に関する事項。

ア 神戸空港内の環境保全・創造の取り組みのPRに関すること。

イ 神戸空港の環境推進計画のフォローアップに関すること。

ウ 環境に関する情報交換及びその他必要と認められる事項。

(2) 協議会規約の改廃に関すること。

(協議会の構成・招集)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる会員をもって構成する。

2 協議会に会長を置き、会長には関西エアポート神戸株式会社取締役をあてる。

3 会長は、協議会を招集する。

4 会長は、必要に応じ、会員以外の者を協議会に出席させることができる。

(議決)

第4条 協議会は、会員の過半数以上の出席により開催する。ただし、やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員は、会員の任命する者を代理人として協議会に出席させることができるものとし、議決を委任することができる。

2 協議会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。

(部会)

第5条 会長は、個別事項について具体的に検討を行う必要があるときは、協議会に諮り協議会の関係会員から成る部会を置くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、関西エアポート神戸株式会社神戸空港本部神戸運用部施設・設備グループ及び関西エアポート株式会社技術本部技術統括部環境・空港計画グループに置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(附則)

この規約は、平成31年2月5日から施行する。

この規約は、令和3年7月1日改正する。

この規約は、令和4年4月1日改正する。